

第 15 回総会 平成 30 年 8 月 30 日

局 長 起立、一同礼、着席

局 長 総会に先立ちまして、申し訳ありませんが議案の追加をお願いします。農業者年金受給の際に必要な議案であります。第 94 号で農業者年金経営移譲の確認についてをお願いします。議案は配付させていただいております。次に 8 月の業務報告をいたします。

—————報告、業務報告—————

今月は農地改良届出が 1 件提出されておりますので報告いたします。番号 1 です。
土地の所在：大字三納字〇〇番 1 他 1 筆、場所は県道札の元佐土原線沿いの〇〇北側の農地です。地目：台帳・現況とも畑、面積：1,219 m²、届出人：大字下三財〇〇番地 1、〇〇、目的は隣接している農地の段差を解消して作業を効率化し、今後は米、野菜を作付けしたいということであります。現地確認をされています、地元委員の〇〇委員に報告をお願いします。また、今月は、相続 1 件、使用貸借合意解約 7 件、賃貸借合意解約 2 件が提出されておりますので併せてご報告いたします。

局 長 総会の進行につきましては、会長にお願いいたします。

会 長 ただ今から平成 30 年度第 15 回西都市定例農業委員会総会を開催いたします。

議 長 本日の出席状況を報告します。本日は、〇〇委員が欠席で、他は出席であります。

本日の議案件数であります、9 件を提案しております。

議 長 それでは、議事に入ります前に議事録署名委員の指名をいたします。11 番〇〇委員、29 番〇〇委員にお願いいたします。それでは議事に入ります。

議 長 議案第 86 号農地法第 4 条の規定による許可後の事業計画変更承認について提案します。事務局の説明を求めます。

局 長 議案第 86 号農地法第 4 条の規定による許可後の事業計画変更承認について、農地転用別件数及び面積：転用目的、太陽光発電施設用地 1 件、田 4,326 m²、畑 319 m²、

計 4,645 m²です。合計 1 件、田 4,326 m²、畑 319 m²、計 4,645 m²です。

1 項を説明します。土地の所在：大字岩爪字〇〇番他 1 筆、台帳・田、現況・雑種地、面積 1,328 m²、申請人：西都市大字荒武の〇〇、用途：竹芸業としての作業車両回転場は当初計画どおり施工済み、土地の所在：大字岩爪字〇〇番他 4 筆、台帳・田、畑、現況・雑種地、面積 3,317 m²、申請人：西都市大字荒武の〇〇、用途：太陽光発電施設パネル 300 枚、変更理由は、本申請人は竹芸用の竹油抜工場建築、備蓄倉庫兼乾燥場設置用地として平成 27 年 7 月 21 日付、シレイ 6005-4-17 にて許可を受けていたが、転用許可後に掘削したところ、水が湧き出るところがあったため計画を中止した。当該地は「転用許可済みなので土地の有効活用」を考え太陽光発電施設を設置したもので、経過を記載した始末書を添付の上で計画を変更するものであります。合計 7 筆、面積 4,645 m²です。

議長 1 項について特別調査員の報告をお願いします。

4 番 今回は 19 番〇〇委員と私（4 番〇〇委員）が会長の命を受けまして、去る 8 月 21 日午前 7 時 30 分より事務局から兒玉主幹と橋口局長同行のもと、農地法第 4 条の規定による許可申請の承認 1 件、農地法第 5 条の規定による許可申請の承認 1 件、農地法第 4 条 4 件、農地法第 5 条 12 件、非農地証明 1 件の現地調査を行いました。なお、非農地証明の現地確認には〇〇委員にもご同行いただいています。順次報告しますので皆様のご審議をよろしくをお願いします。

19 番 1 項を報告いたします。申請地は都於郡地区の〇〇集落で、県道荒武・新富線沿いの〇〇から東へ 30m 進んだ農地です。変更の理由であります、申請人は竹油抜工場建築、竹備蓄倉庫兼竹乾燥場設置用地として平成 27 年 7 月 21 日付、シレイ 6005-4-17 にて許可を受けていたが、工事着手前の掘削で水が湧き出たため竹乾燥には適さないと判断して、事業を諦め別の適地で事業を遂行することにしたということでもあります。しかし、当該地の有効利用を考え太陽光発電施設を建設したとい

うことであります。事業計画変更の手続きを得てないことは明らかなことから、始末書を添付して違反転用を是正し、今後は農地法を遵守するということであります。現地の状況は、東側が山林、西側は県道、南側は原野、北側は山林であります。雨水は自然浸透を基本として県道側溝にも放流されています。転用に伴う周辺への土砂流出等については、隣接農地に被害を及ぼさないように配慮がされています。安全対策として周囲に金網フェンスが設置されています。関係者への同意は既に得られております。なお、本申請地は、「過去の公共投資の実績がない、小規模の農地の集団であり第2種農地」と判断し、調査員一同変更やむなしと判断しました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 この案件は、ただいま報告のありました4条の事業計画変更と後程審議されます5条の事業計画変更、5条第1項に関連する内容となっております。お手元の地図をご覧ください。ただ今の4条の事業計画変更はこのように細長い形状をしております。当時の計画では、平成27年7月21日許可で自己所有地に竹工場などを建築し、さらにその4か月後にすぐ南の土地を購入して5条で竹工場を建築する予定でした。ところが、試掘したところ、水がでていずれの工場などの建築計画も断念したものです。すでに許可を受けているからという安易な考えのもと、土地の有効利用という思いから現在の社長の父親である〇〇さんが太陽光発電施設を設置したものです。4条の事業計画変更は、自己所有地に竹工場を建築予定だったものを、一部を残して太陽光を設置するための変更申請です。5条の事業計画変更は、土地を購入して竹工場を建築予定だったものを、一部を残して太陽光を設置するための変更申請です。さらに、5条第1項は、土地の所有者である〇〇さんから、父親の〇〇さんが土地を借り受けて太陽光を設置するための申請となっております。

いずれも、農地パトロールにより判明した事案を是正するための申請となっております。

ます。

議長 説明がありました1項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議長 議案第87号農地法第4条の規定による許可申請の承認について提案いたします。
事務局の説明を求めます。

局長 議案第87号農地法第4条の規定による許可申請の承認について、件数及び面積：
農業用施設用地2件、畑1,292㎡、計も同じです。その他1件、その他（登記・宅
地、現況・農業用施設用地）542.91㎡、計も同じです。合計3件、畑1,292㎡、そ
の他542.91㎡、合計1,834.91㎡です。

1項を説明します。申請者：茶臼原の〇〇、申請地：大字茶臼原字〇〇番2、登記・
畑、現況・宅地、面積844㎡、申請内容・目的：農業用施設用地、施設内容：農業
用倉庫1棟276㎡で始末書が添付されています。

2項を説明します。申請者：茶臼原の〇〇、申請地：大字岡富字〇〇番5他2筆、
登記・宅地、現況・農業用施設用地、面積542.91㎡、申請内容・目的：その他、施
設内容：直売店1棟225.80㎡で顛末書が添付されています。

3項を説明します。申請者：山田の〇〇、申請地：大字山田字〇〇番1他1筆、登
記・畑、現況・雑種地、畑、面積448㎡、申請内容・目的：農業用施設用地、施設内
容：農業用倉庫1棟121㎡及び進入路で始末書が添付されています。

議 長 1項について特別調査員の報告をお願いします。

19 番 1項を説明します。申請地は穂北地区の〇〇集落であります。県道高鍋・杉安線の茶臼原交差点から西に約300m進んだ集落内の農地です。転用の理由であります。申請人の〇〇さんは、平成5年に申請地を相続しましたが、当時から農業用倉庫が建設されており、農地法の許可は得ているものと思って地目変更手続きをする際に違反転用であることが判明したということでもあります。事後になりましたが、農地法の許可を得てないことは明らかなことから、始末書を添付して是正し今後は農地法を遵守し農業用倉庫として適切に管理していきたいということでもあります。現地の状況は、東側は宅地、西側も農地、南側は農地、北側は市道を挟んで農地であります。既に転用はされており、雨水対策は自然浸透を基本としたうえで市道側溝にも放流されています。転用に伴う周辺への土砂流出等については、特に懸念されることはありません。なお、本申請地は、「農地のつながりが10ha以上の第1種農地となりますが、農業施設であることから許可可能な案件」と判断し調査員一同許可やむなしと認めました。皆様のご審議をよろしくをお願いします。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 説明がありました1項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 2項について特別調査員の報告をお願いします。

4 番 2項を説明します。申請地は妻地区の〇〇集落であります。国道219号線沿いの四日市交差点から東に約80m進んだ〇〇の農業用施設です。転用の理由であります、申請人は平成27年農業経営基盤強化促進法で食肉加工施設を建設しました。また、平成30年1月に6次化産地育成事業補助金を活用して販売所を建設しましたところ、客から飲食スペースの確保を要望されています。現施設は農業用施設であることから、販売所周辺で飲食ができるように飲食スペースとイベントスペースの確保を目的に申請に至ったということでもあります。事後になりましたが農地法の許可を得ないことは明らかなことから、顛末書を添付して是正し今後は農地法を遵守していきたいということでもあります。現地の状況は、東側は宅地、西側は農業用施設用地、南側は県道、北側は農業用施設用地であります。既に転用はされており、生活排水は公共下水道に接続し雨水対策は自然浸透並びに県道側溝に放流します。転用に伴う周辺への土砂流出等については、特に懸念されることはありません。なお、本申請地は、「農地のつながりが10ha未満の第2種農地」と判断し調査員一同許可やむなしと認めました。皆様のご審議をよろしくをお願いします。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 この申請については黒生野交差点東側の〇〇の食肉加工場のさらに東側になります。加工場の建設にあたり、平成26年5月20日に地域の個人から〇〇が農業経営基盤強化促進法によるあっせん転用により買い受けたものです。敷地一帯はいわゆる青地で、施設は農業用施設として位置づけられています。直売所は平成30年1月に県の6次産業化事業により県と市の補助金をうけ「農業用施設」としての位置づけで完成しました。顛末書には「しかし、販売所で商品を購入されるお客様の要望として、周辺で購入商品を食べる場所がほしい」との声が多く上がるようになり、当社としても販売所周辺に飲食スペースや催事イベント等が開けるスペースを確保

したいと考えるようになりました。しかし現状が農業用施設用地のためそれができません。そのため今回建物内部はそのまま使用用途の変更もせず、販売所周辺にて飲食スペースとイベントスペース等の確保を目的とした転用申請を行うものとなっております。今回の相談は4月初旬からの案件で、6月8日の農振除外申請を経ての転用申請となっており、最低限度の部分を分筆しました。議案書に記載されている3筆ともに、課税上は農業用施設として取り扱われています。この土地は建物の裏にあたり〇〇と一体的に利用されています。今回の目的のように農業用施設用地から一般の宅地へ変更するためには農地法の許可が必要なため申請するものです。この件について許可権者とも協議を重ねてきたところです。

議長 説明がありました2項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

6番 申請地は農業用施設用地として青地であっせん転用での取得のようですが、鶏の食肉加工施設建設においても農業用施設用地として同様な取り扱いでよいのでしょうか。隣接地には食の拠点建設用地があるようですが、白地となっていますか。

事務局 鶏の食肉加工施設建設においても認定農業者であれば、青地でもあっせん転用が可能で譲渡人には800万円の譲渡所得控除が受けられます。県の転用許可は不要です。最初の食の拠点予定地は青地に編入していますが、2回目の食の拠点予定地は白地となっています。

議長 他にありませんか。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 3項について特別調査員の報告をお願いします。

19 番 3項を説明します。申請地は都於郡地区の〇〇集落であります。県道荒武・新富線沿いの〇〇入り口から西に約300m進んだ集落内の農地です。転用の理由であります。申請人の〇〇さんは畑作を中心に大規模な農業を営んでいます。大型トラクターをはじめ農業用機械も多くなり、現在の農業用倉庫は手狭となったため、新たに農業用倉庫と進入路を確保したいと考え申請に至ったということであります。但し年末から今年にかけて、申請地北側に接する市道工事の際に市道幅員が狭く工事車両並びに交通に支障をきたすことから、工事車両通路として活用させていただきたいとの申し出を受けて砂利を敷設したということであります。事後になりましたが農地法の許可を得てないことは明らかなことから、始末書を添付して是正し今後は農地法を遵守していきたいということであります。現地の状況は、東側は宅地、西側は農地、南側は山林、北側は市道であります。既に転用はされており、雨水対策は自然浸透並びに市道側溝に放流します。転用に伴う周辺への土砂流出等については、特に懸念されることはありません。なお、本申請地は、「過去の公共投資の実績がない、小規模の農地の集団であり第2種農地」と判断し調査員一同許可やむなしと認めました。皆様のご審議をよろしくをお願いします。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 農業委員会等に関する法律第31条並びに西都市農業委員会会議規則第12条の規定により7番〇〇委員の退席を求めます。

(7番退席)

議 長 説明がありました3項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

(7 番着席)

議 長 議案第 88 号農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更承認について提案します。事務局の説明を求めます。

局 長 議案第 88 号農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更承認について、農地転用別件数及び面積：転用目的、太陽光発電施設用地 1 件、畑 3,390 m²、計も同じです。合計 1 件、畑 3,390 m²、計も同じです。

1 項を説明します。土地の所在：大字鹿野田字〇〇番、台帳・畑、現況・宅地、面積 1,101 m²、譲受人：荒武の〇〇、譲渡人：荒武の〇〇、用途：竹材乾燥場建築用地は当初計画どおり施工済み、土地の所在：大字荒武字〇〇番 1 他 3 筆、台帳・畑、現況・雑種地、面積 2,289 m²、承継人：荒武の〇〇、被承継人妻町二丁目の〇〇、用途：太陽光発電施設パネル 300 枚、変更理由は、本申請被承継人が竹製家具製造工場、竹材防虫乾燥工場及び駐車場用地として平成 27 年 11 月 20 日付、シレイ 26930-45-8-4 にて許可を受けていたが、転用許可後に掘削したところ、水が湧き出るところがあったため計画を中止した。「転用許可済みなので土地の有効活用」を考え太陽光発電施設を設置したもので、経過を記載した始末書を添付の上で計画を変更するものであります。

議 長 1 項について特別調査員の報告をお願いします。

4 番 1 項を報告いたします。申請地は都於郡地区の〇〇集落で、県道荒武・新富線沿い

の〇〇から東へ30m進んだ農地です。変更の理由であります。被承継人は竹製家具製造工場、竹材防虫乾燥工場、駐車場用地として平成27年11月20日付、シレイ26930-45-8-4にて許可を受けていたが、工事着手前の掘削で水が湧き出たため竹乾燥には適さないと判断して、事業を諦め別の適地で事業を遂行することにしたということでもあります。しかし、当該地の有効利用を考え太陽光発電施設を建設したということでもあります。事業計画変更の手続きを得てないことは明らかなことから、始末書を添付して違反転用を是正し、今後は農地法を遵守するということでもあります。現地の状況は、東側が農地、西側は県道、南側は山林、北側は原野であります。雨水は自然浸透を基本として県道側溝にも放流されています。転用に伴う周辺への土砂流出等については、隣接農地に被害を及ぼさないように配慮がされています。安全対策として周囲に金網フェンスが設置されています。関係者への同意は既に得られております。なお、本申請地は、「農地のつながりが10ha未満の第2種農地」と判断し、調査員一同変更やむなしと判断しました。皆様のご審議をよろしく願います。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 説明がありました1項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議長 議案第 89 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について提案いたします。
事務局の説明を求めます。

局長 議案第 89 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について、件数及び面積：
一般住宅用地 3 件、田 497 m²、畑 896 m²、計 1,393 m²です。山林用地 2 件、畑 2,316
m²、計も同じです。資材置場用地 1 件、田 2,419 m²、計も同じです。その他 6 件、
田 2,176 m²、畑 5,930 m²、その他（登記・山林、現況・畑）1,318 m²、計 9,424 m²
です。合計 12 件、田 5,092 m²、畑 9,142 m²、その他 1,318 m²、合計 15,552 m²です。

先ず 1 項を説明します。譲受人：荒武の〇〇、譲渡人：妻町二丁目の〇〇、申請
地：大字荒武字〇〇番 1 他 3 筆、登記・畑、現況・雑種地、面積 2,289 m²、申請内
容・目的：その他、権利の内容：使用貸借権の設定、主な施設の内容：太陽光発電
施設パネル 300 枚で始末書が添付されています。

次に 2 項を説明します。譲受人：妻町 1 丁目の〇〇、譲渡人：穂北の〇〇、申請
地：大字穂北字〇〇番 1、登記・現況とも畑、面積 496 m²、申請内容・目的：一般
住宅用地、権利の内容：所有権移転、主な施設の内容：居宅 1 棟 131.32 m²です。

次に 3 項を説明します。譲受人：調殿の〇〇、譲渡人：右松の〇〇他 1 名、申請
地：大字南方字〇〇番 3 他 1 筆、登記・現況とも畑、田、面積 286 m²、申請内容・
目的：その他、権利の内容：所有権移転、主な施設の内容：部品とり廃車置場、隣
接宅地と一体的な利用です。

次に 4 項を説明します。譲受人：宮崎市芳士の〇〇、譲渡人：上町の〇〇、申請
地：〇〇番、登記・田、現況・畑、面積 497 m²、申請内容・目的：一般住宅用地、
権利の内容：所有権移転、主な施設の内容：居宅 1 棟 139.88 m²です。

次に 5 項を説明します。譲受人：東京都千代田区の〇〇、譲渡人：右松の〇〇、
申請地：大字右松字〇〇番 1 他 1 筆、登記・現況とも田、面積 1,979 m²、申請内容・
目的：その他、権利の内容：賃貸借の設定、主な施設の内容：店舗 1 棟 199.92 m²、

物置 8.35 m²、駐車場です。

次に 6 項を説明します。譲受人：清水の〇〇、譲渡人：清水の〇〇他 1 名、申請地：大字清水字〇〇番他 1 筆、登記・現況とも畑、面積 400 m²、申請内容・目的：一般住宅用地、権利の内容：贈与及び売買による所有権移転、主な施設の内容：居宅 1 棟 106.71 m²です。

次に 7 項を説明します。譲受人：三納の〇〇、譲渡人：三納の〇〇、申請地：大字三納字〇〇番他 3 筆、登記・現況とも畑、面積 527 m²、申請内容・目的：山林用地、権利の内容：所有権移転、主な施設の内容：採穂用杉植林用地、杉約 150 本です。

次に 8 項を説明します。譲受人：延岡市塩浜町の〇〇、譲渡人：下三財の〇〇他 1 名、申請地：大字下三財字〇〇番 1 他 1 筆、登記・現況とも畑、面積 2,534 m²、申請内容・目的：その他、権利の内容：所有権移転、主な施設の内容：太陽光発電施設パネル 360 枚です。

次に 9 項を説明します。譲受人：延岡市塩浜町の〇〇、譲渡人：下三財の〇〇、申請地：大字下三財字〇〇番 1、登記・現況とも畑、面積 1,018 m²、申請内容・目的：その他、権利の内容：所有権移転、主な施設の内容：太陽光発電施設パネル 256 枚です。

次に 10 項を説明します。譲受人：延岡市塩浜町の〇〇、譲渡人：下三財の〇〇、申請地：大字下三財字〇〇番 1 他 1 筆、登記・山林、現況・畑、面積 1,318 m²、申請内容・目的：その他、権利の内容：所有権移転、主な施設の内容：太陽光発電施設隣接地を含めパネル 360 枚です。

次に 11 項を説明します。譲受人：鹿野田の〇〇、譲渡人：鹿野田の〇〇、申請地：大字荒武字〇〇番他 1 筆、登記・田、現況・雑種地、面積 2,419 m²、申請内容・目的：資材置場用地、権利の内容：使用貸借権の設定、主な施設の内容：仮設プレハ

ブ 87 m²及び資材置場で始末書が添付されています。

次に 12 項を説明します。譲受人：鹿野田の〇〇、譲渡人：同一世帯の〇〇、申請地：大字鹿野田字〇〇番 3 他 11 筆、登記・畑、現況・山林、面積 1,789 m²、申請内容・目的：山林用地、権利の内容：所有権移転、主な施設の内容：杉約 120 本で顛末書が添付されています。

議 長 1 項について特別調査員の報告をお願いします。

4 番 1 項を説明します。申請地は都於郡地区の〇〇集落で、県道荒武・新富線沿いの〇〇から東へ 30m 進んだ農地です。今回の申請理由であります、先ほどの農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更承認でも報告しましたが、譲受人の〇〇さんが、譲渡人の〇〇さんから使用貸借により太陽光発電施設を建設するために申請されたものです。事後になりましたが、農地法の事業計画変更の許可を得てないことは明らかなことから、始末書を添付して是正し今後は農地法を遵守していきたいということであります。現地の状況は、東側は農地、西側は県道、南側は山林、北側は原野であります。雨水は自然浸透及び既設側溝に放流するということあります。転用に伴う周辺への土砂流出等については、被害防止と安全対策のためブロックとフェンスが設置されています。転用する土地の関係者へは説明がされています。なお、本申請地は、「農地のつながりが 10ha 未満の第 2 種農地」と判断し調査員一同許可やむなしと判断しました。皆様のご審議をよろしくをお願いします。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 説明がありました 1 項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

6 番 始末書には土地の標記が必要ではないでしょうか。

事務局 ご指摘ありがとうございます。対応いたします。

議 長 他にありませんか。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 2項について特別調査員の報告をお願いします。

19 番 2項を説明します。申請地は穂北地区の〇〇集落であります。穂北橋を渡って県道高鍋・杉安線を茶臼原方面に約500m進んだ〇〇の北側にある農地です。今回の申請理由であります、譲受人の〇〇さんは、現在市内のアパートに居住していますが、子供の成長と共に現在の居住が手狭になったことから市内に新築するための適地を探していたところ、申請地が適地であったため譲渡人の祖父である〇〇さんから贈与により所有権の移転を受けて住宅を建築するため申請したものであります。現地の状況は、東側は農地、西側は宅地、南側は県道、北側は宅地であります。汚水排水対策は合併浄化槽を設置し、雨水対策は、枡を設置して既設側溝に放流することとあります。転用に伴う周辺への土砂流出等については、被害を及ぼさないようにブロックを設置することとあります。転用する土地の関係者への同意も得られているとのこととあります。なお、本申請地は、「過去の公共投資の実績がない、小規模の農地の集団であり第2種農地」と判断し調査員一同許可相当と判断しました。皆様のご審議をよろしくをお願いします。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 説明がありました2項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願いま

す。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 3項について特別調査員の報告をお願いします。

19 番 3項を説明します。申請地は穂北地区の〇〇集落であります。国道 219 号線沿いの〇〇の北側の農地です。転用の理由であります、申請人の〇〇さんが譲渡人の〇〇さん他 1 名から売買により所有権の移転を受けて廃車置き場を建設用地とするために申請されたものです。受人の〇〇さんは、現在、申請地の南側でガソリンスタンドを並びに山角で自動車関連業を経営していますが、事業の拡大に伴い廃車置き場が不足していることから今回の申請に至ったということであります。現地の状況は、東側は宅地、西側は宅地、南側は宅地、北側は自転車道路であります。雨水対策は排水路を設置して国道の道路側溝に放流するということです。転用に伴う周辺への土砂流出等については、特に懸念されることはありません。なお、本申請地は、「過去の公共投資の実績がない、小規模の農地の集団であり第 2 種農地」と判断し調査員一同許可相当と判断しました。皆様のご審議をよろしくをお願いします。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 説明がありました 3 項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

12 番 今回の申請場所は、6 月にコインランドリーで申請された場所と同じ場所ですか。

また、申請地は小学校に隣接している場所ですが、安全は確保されていますか。

事務局 同じ場所です。一度許可を取り下げ、改めて廃車置場で提出されたものです。自転車道路を挟んでいますので、直接の影響はありませんが、大変重要な問題でありましたので、確認しましたところ部品を採るため積み重ねることはしないということでありました。安全確保については充分努めるということであります。

12 番 子供が入ることのない安全確保対策が必要ではありませんか。

事務局 申請者にはそのような方向で対応をお願いします。

8 番 現場はかなりの段差があるようですが、その対策はどのようにされるのですか。

事務局 自転車道路から約 1.0m ほど下がっていますが、盛り土して土砂流出防止のためブロックを設置し、平らな状態で廃車置場にするということであります。

議 長 他にありませんか。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 4 項について特別調査員の報告をお願いします。

4 番 4 項を説明します。申請地は妻地区の〇〇集落であります。〇〇のたいこ橋から南へ約 40m 先にある農地です。今回の申請理由であります、申請人の〇〇さんは、現在宮崎市に居住していますが、子供の成長と共に現在の居住が手狭になったことから市内に新築するための適地を探していたところ、申請地が適地であったため譲渡人の〇〇さんから売買により所有権の移転を受けて住宅を建築するため申請したものであります。現地の状況は、東側は宅地、西側は市道、南側は宅地、北側は宅

地であります。生活排水対策は公共下水道に接続し、雨水は自然浸透及び既設側溝に放流するということでもあります。転用に伴う周辺への土砂流出等については、被害を及ぼさないようにブロックを設置するということでもあります。転用する土地の関係者へはこれから説明をして理解を得ていくとのことですので。なお、本申請地は、「都市計画区域内の用途地域内にあたり、第3種農地」と判断し調査員一同許可相当と判断しました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議長 説明がありました4項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議長 5項について特別調査員の報告をお願いします。

19番 5項を説明します。申請地は妻地区の〇〇集落で、国道219号線〇〇の交差点を宮崎方面へ約190m南へ進んだ右側で〇〇の北側の農地です。転用の理由ではありませんが、申請人の〇〇さんが譲渡人の〇〇さんから賃貸借により店舗並びに駐車場27台分を建設するために申請されたものです。譲受人は、東京都千代田区に本社を構えて日本全国でコンビニエンスストアを展開している会社です。この度、本市で事業地を探しておりましたところ、当該地は国道に面した土地で、付近に住宅も多く、店舗を建築するのに適していると判断したということでもあります。現地の状況

は、東側は国道、西側は農地、南側は市道を挟んで産業技術専門学校、北側は宅地です。なお、雨水対策は敷地内の舗装を透水性アスファルト施工として敷地からの排水を抑制しつつオーバーフロー分は国道の道路側溝に放流するということです。生活排水は公共下水道を利用します。隣接農地への土砂流出対策としては、周囲にブロック、フェンスを設置するということであります。周辺農地の同意は得られています。なお、本申請地は、「農地のつながりが10ha以上の第1種農地であります。特例により許可可能な案件」で第2種農地と判断し調査員一同許可相当と判断しました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 この案件については、説明のあったとおり県立産業技術専門校の北側の農地です。この農地は西側の自転車道路をはさんで横田製材所裏の農地とつながっており、さらには南側の市道を挟んで赤池方面まで農地が広がっています。この広がりから第1種農地と判断されます。しかし、周辺が宅地化の傾向にある土地については第2種と判断することができます。具体的には、「県庁・市役所または支所を中心として周囲概ね半径500m以内の農地」または、周囲概ね半径1km以内の農地で、宅地率が40%をこえる場合には第2種と判断することができます。今回の判定には県の総合庁舎を中心に検討した結果、この条件に合致し第2種農地と判断したところです。近くに〇〇がありますが、この時には市役所の社会教育課を中心にして第2種と判断しております。

議 長 説明がありました5項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

3 番 今回の申請地の南側には〇〇、北側には〇〇があります。以前穂北で同様な申請がありました。たばこの自動販売機の設置問題で申請が取り消された案件がありました。今回は大丈夫でしょうか。

事務局 そのような経過があったことは、確認させていただきました。他の法律で規制があったのかもしれませんが、農地法では転用可能な案件としてとらえています。

議 長 他にありませんか

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 6項について特別調査員の報告をお願いします。

4 番 6項を説明します。申請地は妻地区の〇〇集落であります。〇〇から西へ約200m進み、〇〇の南側にある〇〇から更に約50m東側にある農地です。今回の申請理由であります。申請人の〇〇さんは、現在妻の実家に居住していますが、子供の成長と共に現在の居住が手狭になったことから市内に新築するための適地を探していたところ、申請地が適地であったため譲渡人〇〇さんから売買で、また〇〇さんから贈与により所有権の移転を受けて住宅を建築するため申請したものであります。現地の状況は、東側は私道、西側は宅地、南側は宅地、北側は市道であります。生活排水対策は公共下水道に接続し、雨水は自然浸透及び既設側溝に放流するということであります。転用に伴う周辺への土砂流出等については、被害を及ぼさないようにブロックを設置するということあります。転用する土地の関係者へはこれから説明をして理解を得ていくとのこと。なお、本申請地は、「農地のつながりが10ha未満の第2種農地」と判断し調査員一同許可相当と判断しました。皆様のご審議をよろしくをお願いします。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議長 説明がありました6項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議長 7項について特別調査員の報告をお願いします。

19番 7項を説明します。申請地は三納地区の〇〇集落で県道都農・綾線沿いの〇〇から西へ約180m進んだ〇〇から北に約170m進んだ農地です。転用の理由であります。譲受人は地元で、現在木材業を経営されており、造林・木材販売・しいたけ生産をされています。今回は採穂用杉の植林地を探していたところ申請地が適地ということで申請されたものです。現地の状況は、東側は原野、西側は農地、南側は市道、北側は竹林であります。雨水対策としては、自然浸透処理で敷地内で処理し申請地外への流出は防止するということとあります。転用に伴う周辺への土砂流出等については、特に懸念することはありません。本申請地は、「過去の公共投資の実績がない、小集団の生産性の低い農地」であり第2種農地と判断されます。調査員一同許可相当と認めました。皆様のご審議をよろしく願います。

議長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議長 説明がありました7項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 8項について特別調査員の報告をお願いします。

4 番 8項を説明します。申請地は三財地区の〇〇集落であります。申請人の〇〇さんが〇〇さん他1名から売買により所有権移転を受けて太陽光発電施設を設置することで、安全で安心な電力を創出し、エネルギー自給率の向上による低炭素社会の実現に寄与したいということで申請に至ったということであります。現地の状況は、東側は農地、西側は農地、南側は農地、北側は農地であります。雨水対策としては、自然浸透処理で敷地内で処理し申請地外への流出は防止するということであります。転用に伴う周辺への土砂流出等については、隣接農地に被害を及ぼさないように畝を設置するということであります。安全対策として周囲に金網フェンスを設置するということあります。転用する土地の関係者への同意は既に得られております。ただし、1名の方が不安を持っておられます。今後も話し合いを継続して不安の解消には努めていくとのことです。また、反射光や大雨時の排水対策には万全を尽くしますが、対策が必要な場合は責任を持って取り組むという確認がされているとのことです。本申請地は、「農地のつながりが10ha未満の第2種農地」と判断し調査員一同許可相当と判断しました。皆様のご審議をよろしくをお願いします。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 この案件は平成30年7月に一度申請され、転用調査を実施したうえで総会にて審議予定でした。申請人の〇〇さんは今回の計画について理解を得ようと、個別にあ

いさつや説明に行ってきたところでしたが、なかなか1名の方にご理解が頂けなかったので、7月総会直前に取り下げの申し出があったものです。一般論ですが転用申請については、基本的には周辺の同意を得て計画を進めていくことが大前提ではあります。しかし一方で地域の方すべての同意がなくても計画が実行できるのも農地法でありバランス感覚が難しいものとなっています。先月一旦申請を取り下げられた〇〇さんは、その1名の方からの要望を受け8月9日19時から、地域の班長さんから周知していただいて〇〇公民館で説明会を開催しました。地域の方約20軒にお知らせいただき、当日の参加者は8名でした。説明会には事務局から橋口局長と児玉が参加し、地元委員として〇〇委員にもご参加いただきました。地域の方からは、太陽光の照り返しや排水に関する不安が出され、中には被害が発生した場合には補償できるのかという意見も出たところです。ご意見のある1名の方の主張は、反射光と排水対策でした。説明会では、〇〇さんから鏡と懐中電灯を使用して太陽光の照り返しについて説明がなされ、南向きに設置したパネルの照り返しは上に向いていくこと、むしろ北向きに設置したパネルこそ、さらに北側に住居があった場合には地面と平行の照り返しが発生しやすいことなどの説明がなされ、地元の方もそのような仕組みについて理解していただいていたようでした。1名の方は、それでも反射光を心配していることから、現場施工の状況をみながら「めかくし」の設置も検討していくとのことでした。排水対策については、先ほど特別調査員からも報告があったとおり自然排水が基本となっております。ご理解いただけていないおひとりの方からは、自然と下流に水が流れていくので排水対策をとってほしいというのがご意見です。〇〇さんは隣接地よりも9mほど北側に下げたうえで、土手等はいじらずに現在の形状等を変えず、自然浸透をさせるとともに高畝を作って水が一気に流れるのも防止しながら、可能な限りの対策をとっていきたいとのことでした。設置後に、さらに予想以上に反射光がきつい場合や排水対策の必要な場合には、す

すべての要望に応じていくことはできませんが、現場を確認したうえで、可能な限り迷惑をかけないように対応していきたいとのことでした。説明会での地域の方の意見としては、概ね了承といたしますが、率先して賛成ということではありませんでしたが、設置後に問題が発生した場合には一定の対応をしてくれるということで、やむを得ないという状況でした。残念ながらおひとりからは了承のことばをいただくまでには至っていない状況です。説明会の翌日にはご理解いただけていない、そのおひとりの方から事務局に電話があり、今度は「夫が県外から帰って来たので説明してほしい」ということでしたので、ご夫婦を前に、8月13日11時から事務局で対応しました。さらに、今度は「息子も同席のうえで8月14日、15日の間に、〇〇さんも事務局も一緒に席で説明してほしい」という要望がありました。しかし残念ながら〇〇さんの仕事の都合がつかずそのような説明の場はかなわなかったところです。後日事務局で再度現場調査した際に、現場近くで作業しておられた高齢の女性からの話によると、「この周辺の農地には数十年前には排水路があったが、いまはその排水溝も残っていない。以前に畑灌の計画もあったけれども計画は進まず、排水路がない現状となっている。大雨の時には北側の農地には水がたまるほど排水が悪い」とのことでした。この件については〇〇さんとは再度協議し、①排水対策については、周辺への影響を可能な限り少なくするために、現場を施工する業者と十分に協議して対応をとること②ご理解いただけていない方には引き続き説明に努めること③予想以上の反射光や大雨等で対応が必要な場合には、当事者の話をよく聞いたうえで適切に対応することを指示したところです。〇〇さんからも理解が得られたところです。特に排水対策については、周辺全体が北から南に傾斜している土地ですが、土木施工の段階で、ゆるやかに逆勾配にして、太陽光パネルに平行に素掘りの溜枘を設置するとのことでした。先ほども申し上げましたが、一般論ですが転用申請については、基本的には周辺の同意を得て計画を進めていくことが大前提

ですが、一方で地域の方すべての同意がなくても計画が実行できるのも農地法でありバランス感覚が難しいものとなっています。この間の経過については述べてきたとおりですが、これまでに施主としては個別にも説明に努めてきており、また要望を受けて地域での説明会を開催するなど対処してきているところです。残念ながらおひとりの方から十分にご理解をいただけてはいない状況ではありますが、引き続き説明に努めること、予想以上の対応が必要な場合には、適切に対応していくということでもありますので、事務局としても許可相当と判断したところです。その後、8月16日1名の方から太陽光発電施設設置に反対の要望書が西都市長と産業建設常任委員長宛に提出されています。従いまして、これまでの経緯と申請者は要望については可能な限り対応していくこと、違法性は特段問うところはないことを説明しております。

議長 ここで地元委員の意見があればお願いします。

2番 1名の方とは数回しかお会いしていませんが、1名の方は何回説明をしても理解は難しいのではないかと感じています。近隣の方々は説明には納得されていたようです。実害はおそらくないであろうということで消極的ながら賛成ではないが反対ではないといったところでした。問題がなければ承認しないことにはならないと思います。こじれた場合は今後訴訟も考えられますが、実害がなければ訴訟にもならないのではないかと考えます。今後も丁寧な説明が必要になると考えます。

議長 説明がありました8項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

1番 大雨の際には周囲の畑に水が溜まり作物影響が懸念されます。排水対策はしっかりお願いしたい。私の担当地区でも1件大雨時に排水が問題となりました。自然浸透とはいえ防草シートが敷いてあるため水が一気に流れる被害がありました。従いまして排水は何処かに繋ぐということを条件にしては如何でしょうか。

事務局 場所は三納の〇〇集落です。大雨により防草シートの上を滑った雨が予想以上の早さで下流の家に流れたというものでした。〇〇委員からも報告を受けましたので、早速、行政書士、申請者に対策をとるように指示いたしました。現在は、落ち着いているということでもあります。今回の案件で私どもでは雨量計算等はできませんが、排水対策はしっかり行った上で何かあった際には、行政書士、申請者には素早く対策をとるように指示してまいります。今回申請地には排水設備はありません。すべて自然浸透です。排水溝への接続については、無理がありますので高畝を作ってプール状態にし集水溝を設置して敷地内での処理を行うことをお願いしています。今後、県から今回以上の排水対策を求められた場合は、申請者に対して対応するように指導してまいります。

6 番 太陽光発電施設設置については、5,6年前から現地調査も行ってきています。しかし近年の想定を遙かに上回るゲリラ雨では、災害も起こりうることも想定されます。説明会の話しはあまり聞いたことはないのですが、今回は地域でも説明会をされており、地域の方も9割程度は納得されておりますので、反対することはないのではないのでしょうか。

20 番 設置反対の箇所はこの申請地だけですか。

事務局 これまで対応してきたところ、直接的にはこの申請地だけと判断しています。溜め舛と逆勾配については、黒板で説明します。

21 番 排水対策等でのトラブルがあったら教えてください。解決方法があれば今後の参考になるのではないのでしょうか。

事務局 最近では先ほど説明しました三納の〇〇集落です。住民からの相談がありましたので、行政書士、申請者に早急に対策をとるように指示いたしました。今回のような説明会は大変重要であると考えています。

議長 他にありませんか。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 暫時休憩

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長 9項について特別調査員の報告をお願いします。

19 番 9項を説明します。申請地は三財地区の〇〇集落であります。県道福王寺・佐土原線の〇〇から北東に150m進んだ集落内にある農地です。申請の理由であります、申請人の〇〇さんが〇〇さんから売買により所有権移転を受けて太陽光発電施設を設置することで、安全で安心な電力を創出し、エネルギー自給率の向上による低炭素社会の実現に寄与したいということで申請に至ったということであります。現地の状況は、東側は農地、西側は農地、南側は農地、北側は農地であります。雨水対策としては、自然浸透処理で敷地内で処理し申請地外への流出は防止するということであります。転用に伴う周辺への土砂流出等については、隣接農地に被害を及ぼさないように畝を設置するということであります。安全対策として周囲に金網フェンスを設置するということあります。転用する土地の関係者へは説明会を開催して同意は得られております。ただし、1名の方が不安を持っておられます。今後も話し合いを継続して不安の解消には努めていくとのことです。また、反射光や大雨時の排水対策には万全を尽くしますが、対策が必要な場合は責任を持って取り組むという確認がされているとのことです。本申請地は、「農地のつながりが10ha未満の第2種農地」と判断し調査員一同許可相当と判断しました。皆様のご審議をよろ

しくお願いいたします。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 説明がありました9項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 10項について特別調査員の報告をお願いします。

4 番 10項を説明します。申請地は三財地区の〇〇集落であります。〇〇から西へ約250m進み、更に南へ250m進んだ〇〇の東側の農地です。申請の理由であります、申請人の〇〇さんが〇〇さんから売買により所有権移転を受けて太陽光発電施設を設置することで、安全で安心な電力を創出し、エネルギー自給率の向上による低炭素社会の実現に寄与したいということで申請に至ったということであります。現地の状況は、東側は山林、西側は雑種地、南側は農地、北側は雑種地であります。雨水対策としては、自然浸透処理で敷地内で処理し申請地外への流出は防止するということであります。転用に伴う周辺への土砂流出等については、隣接農地に被害を及ぼさないように畝を設置するということであります。安全対策として周囲に金網フェンスを設置するということであります。転用する土地の関係者への同意は既に得られております。なお、本申請地は、「農地のつながりが10ha未満の第2種農地」と判断し調査員一同許可相当と判断しました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 説明がありました10項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 11項について特別調査員の報告をお願いします。

19 番 11項を説明します。申請地は都於郡地区の〇〇集落で、県道荒武・新富線沿いの集落入り口の農地です。転用の理由であります。申請人の〇〇さんが譲渡人の〇〇さんから土採取に伴う土砂その他資材及び仮設プレハブ置き場で使用するための使用貸借であります。事後になりましたが、農地法の許可を得てないことは明らかなことから、始末書を添付して是正し今後は農地法を遵守していきたいということであります。現地の状況は、東側が山林、西側は県道、南側は山林、北側は原野であります。雨水対策としては、自然浸透を基本としています。転用に伴う周辺への土砂流出等については、特に懸念するところはありません。転用する土地の関係者への同意は得られています。本申請地は、「過去の公共投資の実績がない、小集団の生産性の低い農地」であり第2種農地と判断されます。調査員一同許可やむなしと認めました。皆様のご審議をよろしくをお願いします。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 説明がありました 11 項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 12 項について特別調査員の報告をお願いします。

4 番 12 項を説明します。申請地は都於郡地区の〇〇集落であります。県道荒武・新富線沿いの〇〇から東へ 500m 進んだ山中内の農地です。申請の理由であります、申請人の〇〇さんが譲渡人で父の〇〇さんから贈与により所有権の移転を受けて山林用地とするために申請されたものです。譲渡人の父が昭和 35 年頃畑作に取り組んでいましたが、申請地は耕作に適しておらず、周囲は山林であったことから杉を植栽したということであります。事後になりましたが、農地法の許可を得てないことは明らかなことから、始末書を添付して違反転用を是正し、今後は農地法を遵守するということであります。現地の状況は、東側は山林、西側は山林、南側は山林、北側は農地であります。雨水対策としては、自然浸透処理であります。転用に伴う周辺への土砂流出等については、特に懸念するところはありません。転用する土地の関係者への同意は既に得られております。なお、本申請地は、「農地のつながりが 10ha 未満の第 2 種農地」となります。調査員一同許可やむなしと判断しました。皆様のご審議をよろしくをお願いします。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議長 説明がありました12項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議長 議案第90号農地法第3条の規定による許可申請の許可について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

局長 議案第90号農地法第3条の規定による許可申請の許可について、件数及び面積：売買3件、田1,563㎡、畑852㎡、計2,415㎡です。贈与2件、田9,169㎡、畑4,175㎡、計13,344㎡です。使用貸借1件、田6,580㎡、畑10,362㎡、その他（登記・山林、現況・畑）68㎡、計17,010㎡、合計6件、田17,312㎡、畑15,389㎡、その他68㎡、計32,769㎡です。

尚、本議案に申請される土地の現況は、譲受人の権利取得後の農業経営の意思並びに耕地面積50a要件、農機具の保有状況、通作圏を含めた労働力・技術力・営農力を総合的に判断した場合の妥当性、周辺農家への影響度、申請書等に記載された内容が当該基準に適合するか否かの検討結果については担当委員から問題ないという確認事項を頂いておりますのでその説明をお願いします。また、10a当たりの単価、特別な事項等については、担当者が報告いたします。次に項目毎に説明いたします。

局長 1項について説明いたします。譲受人：宮崎市佐土原町下田島の〇〇、譲渡人：国富町本庄の〇〇、申請地：大字鹿野田字〇〇番4他1筆、登記・現況とも田、畑、面積887㎡、権利の内容：所有権移転・売買空き家に附属する農地です。

議 長 ここで事務局の説明をお願いします。

事務局 1項について報告します。今回の申請は、国富町本庄の〇〇さんから、宮崎市佐土原町下田島の〇〇さんへの売買になります。申請地につきましては、先月の総会議案第81号空き家に附属した農地として指定の承認を戴いたところであり、今回空き家と一緒に購入されるとのことで、譲受人から「取得農地を5年以上継続して耕作する旨の誓約書」及び「営農計画書」の提出はされており、問題ないことから許可相当と判断しました。皆様のご審議をよろしくをお願いします。売買金額につきましては、10a 当たり〇〇円であります。

議 長 説明がありました1項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に2項の説明をお願いします。

局 長 2項について説明いたします。譲受人：鹿野田の〇〇、譲渡人：岡富の〇〇、申請地：大字鹿野田字〇〇番、登記・現況とも田、面積 244 m²、権利の内容：所有権移転・一括贈与です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

7 番 2項について報告します。今回の申請は、岡富の〇〇さんから都於郡〇〇集落に住む親戚の〇〇さんへの譲受人の規模拡大したいという要望による贈与であります。〇〇さんは農業従事には意欲的で問題ありません。譲受人は〇〇集落で早期水稻、

大根、甘藷を 134a を作付けしています。現地は農地として活用されていることを確認しました。農機具はトラクター、田植機、軽トラ、耕耘機、ショベルカー等農業に必要な機械等は一式揃っています。周辺への作物への影響もなく、50a 以上の作付けについても問題ないことから許可相当と判断しました。皆様のご審議よろしくをお願いします。

議 長 次に担当の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 説明がありました 2 項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に 3 項の説明をお願いします。

局 長 3 項について説明いたします。譲受人：宮崎市瓜生野の〇〇、譲渡人：東諸県郡綾町の〇〇、申請地：大字上三財字〇〇番 1、登記・田、現況・畑、面積 500 m²、権利の内容：所有権移転・売買です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

17 番 3 項について報告します。申請地は上三財の〇〇集落の〇〇から 100m 東にある農地です。今回の申請は、綾町在住で農地が管理できなくなった〇〇さんから、宮崎市の〇〇さんへの所有権移転による売買であります。〇〇さんは兼業農家で、早期水稻を 28a、芋を 24a 作付けされています。農業従事には意欲的で問題ありません。

現地は農地として活用されていることを確認しました。農機具はトラクター、耕耘機、管理機、田植機、コンバイン等農業に必要な機械等は一式揃っています。周辺への作物への影響もなく、50a以上の作付け並びに通作圏についても問題ないことから許可相当と判断しました。皆様のご審議よろしく申し上げます。

議長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 売買金額は、10a 当たり〇〇円です。

議長 説明がありました3項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議長 次に4項の説明をお願いします。

局長 4項について説明いたします。譲受人：上三財の〇〇、譲渡人：上三財の〇〇、申請地：大字上三財字〇〇番口他4筆、登記・現況とも田、面積1,028㎡、権利の内容：所有権移転・売買です。

議長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

17番 4項について報告します。今回の申請は、上三財の〇〇さんから上三財〇〇集落に住む〇〇さんへの譲受人の規模拡大したいという要望による売買であります。〇〇さんは専業農家ではありますが、申請地が白地であることから3条申請となったものであります。〇〇さんは農業従事には意欲的で問題ありません。譲受人は〇〇集落で早期水稻、飼料、スイートコーンを185aを作付けしています。現地は農地と

して活用されていることを確認しました。農機具はトラクター、田植機、軽トラ、管理機等農業に必要な機械等は一式揃っています。周辺への作物への影響もなく、50a以上の作付けについても問題ないことから許可相当と判断しました。皆さんのご審議よろしくをお願いします。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 売買金額は、10a 当たり〇〇円です。

議 長 4 項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に5 項の説明をお願いします。

局 長 5 項について説明いたします。譲受人：鹿野田の〇〇、譲渡人：同一世帯の〇〇、申請地：大字岩爪字〇〇番他 13 筆、登記・現況とも畑、田、面積 13,100 m²、権利の内容：所有権移転・一括贈与です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

25 番 5 項について報告します。今回の申請地は〇〇集落内にある農地です。申請理由は、〇〇の〇〇さんから同一世帯の子供の〇〇さんへの一括贈与であります。〇〇さんは兼業農家としてWCS、甘藷、大根を 159a 作付けされています。農業従事には意欲的で問題ありません。現地は農地として活用されていることを確認しました。農機具はトラクター、軽トラ等を所有しています。周辺への作物への影響もなく、50a以上の作付けについても問題ないことから許可相当と判断しました。皆さんの

ご審議よろしく申し上げます。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 5項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に6項の説明をお願いします。

局 長 6項について説明いたします。譲受人：岩爪の〇〇、譲渡人：同一世帯の〇〇、
申請地：大字荒武字〇〇番1他27筆、登記・現況とも畑、田、面積17,010㎡、権
利の内容：年金による使用貸借権の再設定です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

25番 6項について報告します。今回の申請地は〇〇集落内にある農地です。申請理由
は、〇〇の〇〇さんから同一世帯の子供の〇〇さんへの年金受給に伴う使用貸借に
よる再設定であります。〇〇さんは兼業農家として早期水稻、WCS、露地野菜を219a
作付けされています。農業従事には意欲的で問題ありません。現地は農地として活
用されていることを確認しました。農機具はトラクター、コンバイン、田植機、軽
トラ等農業に必要な機械等は一式揃っています。周辺への作物への影響もなく、50a
以上の作付けについても問題ないことから許可相当と判断しました。皆様のご審
議よろしく申し上げます。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議長 6項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議長 議案第91号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による承認について(所有権移転)を提案いたします。事務局の説明を求めます。

局長 議案第91号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による承認について(所有権移転)、件数及び面積:田6,548㎡、畑7,973㎡、合計3件、面積14,521㎡です。次に項目毎に説明します。

1項 譲受人:平郡の〇〇、譲渡人:加勢の〇〇、申請地:大字三納字〇〇番、登記・現況とも田、面積476㎡です。

2項 譲受人:山田の〇〇、譲渡人:上三財の〇〇、申請地:大字上三財字〇〇番他2筆、登記・現況とも田、畑、面積10,752㎡です。

3項 譲受人:三宅の〇〇、譲渡人:宮崎市の〇〇、申請地:大字三納字〇〇番他1筆、登記・現況とも田、面積3,293㎡で農地中間管理特例事業です。

尚、農用地利用集積計画の内容は、基本構想に適合しております。所有権の移転を受けた後において備えるべき要件に関しては、耕作または養畜の事業を行い、農作業に常時従事し、効率的に利用していくという要件を満たしております。対象農地は関係権利者の全ての同意が得られております。法定公告については、9月を予定しております。

議長 説明がありました1項～3項まで一括して審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議長 議案第92号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による承認について(利用権設定)を提案いたします。事務局の説明を求めます。

局長 議案第92号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による承認について(利用権設定)、件数及び面積：田 233,781 m²、畑 14,389 m²、その他(登記・宅地、現況・畑) 611.72 m²、合計 29 件、面積 248,781.72 m²、契約期間別内訳：3年～6年未満、件数 2 件、田 5,255 m²、畑 9,598 m²、10年以上、件数 27 件、田 228,526 m²、畑 4,791 m²、その他 611.72 m²となります。

項目毎に説明します。

1項 譲受人：南方の〇〇、譲渡人：南方の〇〇、申請地：大字南方字〇〇番1、登記・現況とも田、面積 2,010 m²、10月から10年の賃貸借の新規設定です。

2項 譲受人：南方の〇〇、譲渡人：南方の〇〇、申請地：大字南方字〇〇番1他4筆、登記・現況とも田、面積 2,716 m²、10月から10年の使用貸借権の新規設定です。

3項 譲受人：岡富の〇〇、譲渡人：同一世帯の〇〇、申請地：大字岡富字〇〇番他5筆、登記・現況とも田、面積 5,875 m²、9月から10年の年金による使用貸借権の新規設定です。

- 4項 譲受人：南方の〇〇、譲渡人：南方の〇〇、申請地：大字南方字〇〇番1他3筆、登記・現況とも田、面積5,492 m²、10月から10年の賃貸借の新規設定です。
- 5項 譲受人：穂北の〇〇、譲渡人：茶臼原の〇〇他2名、申請地：大字茶臼原字〇〇番他1筆、登記・現況とも畑、面積9,598 m²、9月から5年の賃貸借の再設定です。
- 6項 譲受人：岡富の〇〇、譲渡人：熊本県熊本市の〇〇、申請地：大字岡富字〇〇番他2筆、登記・現況とも田、面積5,255 m²、9月から5年の賃貸借の再設定です。
- 7項 譲受人：南方の〇〇、譲渡人：南方の〇〇、申請地：大字南方字〇〇番1、登記・現況とも田、面積1,836 m²、9月から10年の賃貸借の再設定です。
- 8項 譲受人：黒生野の〇〇、譲渡人：黒生野の〇〇、申請地：大字黒生野字〇〇番1他1筆、登記・現況とも田、面積1,638 m²、9月から10年の使用貸借権の再設定です。
- 9項 譲受人：岡富の〇〇、譲渡人：同一世帯の〇〇、申請地：大字岡富字〇〇番1他9筆、登記・田、現況・畑、田、面積10,792 m²、9月から10年の年金による使用貸借権の新規設定です。

10項から29項までは事前に通知しておりますが、農地中間管理事業であり類似しておりますので、代表で10項を読み上げ後は省略します。

- 10項 譲受人：宮崎市の〇〇、譲渡人：下三財の〇〇、申請地：大字下三財字〇〇番他1筆、登記・現況とも田、面積5,969 m²、10月から10年の農地中間管理事業による賃貸借の新規設定です。

尚、全ての案件において、農用地利用集積計画の内容は、基本構想に適合しております。利用権の設定を受けた後において備えるべき要件に関しては、耕作または養畜の事業を行い、農作業に常時従事し、効率的に利用していくという要

件を満たしております。対象農地は関係権利者の全ての同意が得られております。

法定公告については、9月を予定しております。

議 長 説明がありました1項から29項まで27項を除き一括して審議をお願いします。

発言のある方は挙手願います。

4 番 3項、9項は同一世帯で譲渡人が違うのですが、関係を教えてください。

事務局 3項の譲受人の〇〇さんと譲渡人の〇〇さんは親子であります。9項の譲渡人の〇〇さんは〇〇さんの祖父にあたります。いずれも年金受給による利用権設定であります。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 農業委員会等に関する法律第31条並びに西都市農業委員会会議規則第12条の規定により11番〇〇委員の退席を求めます。

(11番退席)

議 長 27項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

(11 番着席)

議 長 議案第 93 号証明書交付手続要領に基づく非農地の認定について提案いたします。
事務局の説明を求めます。

局 長 議案第 93 号証明書交付手続要領に基づく非農地の認定について、番号 1 の説明を
いたします。

非農地証明明細番号 1、土地の所在：大字三納〇〇番他 2 筆、地目・台帳・畑、現況・
山林、面積 230 m²、所有者：大字三納〇〇番地 1、氏名：〇〇、事由 5 になります。

議 長 番号 1 について地元委員の説明を求めます。

1 番 1 項を報告いたします。三納地区の〇〇集落で県道都農・綾線沿いの〇〇から西へ
約 180m 進んだ〇〇から北に約 170m 進んだ農地です。申請地は以前から竹林になっ
ていて耕作できる状態ではありません。今後も復元して農地として利用することは
困難であることから事由 5 と判断しました。皆様のご審議をお願い致します。

議 長 説明がありました。審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで認定することに決定いたします。

議 長 議案第 94 号農業者年金経営移譲の確認について提案いたします。事務局の説明を
求めます。

局 長 議案第 94 号農業者年金経営移譲の確認について

地区別申請件数：妻 2 件、申請者氏名：〇〇、〇〇、三財 1 件、申請者氏名：〇
〇、計 3 件

1 項 申請者：〇〇、住所：上三財〇〇番地 4、経営移譲面積：22,400 m²、譲受人：〇〇、住所：上三財〇〇番地で平成 30 年 2 月 28 日議案第 46 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による承認についての利用権設定で承認していただきました案件であります。

2 項 申請者：〇〇、住所：岡富〇〇番地 3、経営移譲面積：5,875 m²、譲受人：〇〇、住所：岡富〇〇番地 3 です。

3 項 申請者氏名：〇〇、住所：黒生野〇〇番地、経営移譲面積：375 m²、譲受人：〇〇、住所：宮崎市恒久〇〇番地 14、合計面積 28,650 m²です。

議長 説明がありました 1 項から 3 項まで 3 項を除き一括して審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで認定することに決定いたします。

議長 農業委員会等に関する法律第 31 条並びに西都市農業委員会会議規則第 12 条の規定により 11 番、〇〇委員の退席を求めます。

(11 番退席)

議長 3 項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

(11 番着席)

議 長 ただ今から協議会とします。

議 長 暫時休憩

————— 協 議 会 —————

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。以上をもちまして本日の全てを終了いたします。

局 長 起立、一同礼、解散

午後 5 時 8 分終了

農業委員会等に関する法律第 33 条の規定により、ここに署名する。

会 長 _____

11 番 _____

29 番 _____